

地域の皆様へ

緊急事態宣言を受けて、新型コロナウイルス感染症に負けず地域医療を継続します

2020年4月10日 院長 飯田修平

4月7日夕刻、安部首相が緊急事態宣言、小池都知事が東京都緊急事態措置を発令しました。皆様も、他人事ではなく、自分及び家族のこととして、感染予防と感染拡大防止にご留意ください。新型コロナウイルス感染症は拡大し、もはや身近な感染症となりました。

練馬区の累計感染者数は、4月9日時点で50名です。この感染症のやっかいな点は、無症状の方が多い点です。しかし高齢者や、慢性疾患を患う方に感染すると重篤になり得ます。若者や乳児の死亡例も報告されています。

また、これまでも多くの医療施設が外来、救急閉鎖、新入院受付休止をせざるを得なくなりました。感染者に濃厚接触した職員は2週間の自宅待機等の業務制限の対象になり、病院運営においても大きな脅威です。

しかし、病院には地域医療を継続する使命があります。継続するために、「患者さんに感染させない、職員は濃厚接触者にならない」対策を以下のごとく実行しています。

- 1) 職員の健康状態を把握し、就業させております。
- 2) 環境衛生に努めております。病棟、外来のパソコン、ドアノブ等アルコール消毒し、看護休憩室等への入室前に手指消毒を徹底しております。また安全管理室看護師長が毎日巡回し遵守状況をチェックしております。
- 3) 職員はマスク着用とし、業務ごとに装着すべき防護具の指針を策定し、遵守させております。従いまして、必要に応じてゴーグル、手袋、ガウン装着で診療やケアにあたることもありますのでご理解ください。
- 4) 外来・入院問わず、全ての患者さんとご家族にも、マスク着用をお願いしております。マスクにより感染リスクは低くなりますが、発熱、咳のひどい方は、一般外来の患者さんとは隔離して、別棟の健康医学センターで診察しております。大半の方は新型コロナウイルス感染症ではありませんが、万が一のことを想定して実施しております。健診・ドックの方々には中断によりご迷惑をおかけしておりますが、緊急事態宣言解除後の5月中旬以降の再開をめざしています。
- 5) 4月9日から、面会禁止としました。①退院・転院で付き添いが必要、②重症・急変等で病院から来院要請があった、③手術の付き添いが必要な場合等は除きます。
- 6) 慢性疾患で通院中の方は、この時期受診自体不安を感じられる方もいらっしゃると思います。症状の安定している方を対象に電話診療を開始しました。担当医の判断で、検査や診察が必要な場合には、ご来院を勧める場合があります。

以上、当院の取り組みを紹介しました。新型コロナウイルス感染症が蔓延していますが、患者さんが安心して受診いただけるような体制作りに全力をつくしております。地域の病院として継続して診療いたしますのでご安心ください。また、地域の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上